

平成29年度第6回原町区地域協議会 会議録

<地域協議会の日時・場所>

- | | | |
|---|-----|----------------|
| 1 | 日 時 | 平成29年1月29日 (月) |
| | 開始 | 13時30分 |
| | 終了 | 16時30分 |
| 2 | 場 所 | 東庁舎2階 第一会議室 |

【 会 議 録 】

1 開会

■事務局

ただいまより平成29年度第6回原町区地域協議会を開会いたします。委員15名のうち、森岡委員からは遅れて参加との連絡がありまして、現在、出席委員10名で、半数を越えていることから、本会議は成立していることをご報告いたします。

【出席委員名】 10名

鈴木 進一、高田 光吉、五十嵐 章、渋谷 克之、高倉 紀子
廣瀬 要人、森岡 和人、小林 正人、山城 雅昭、島村 哲哉、

【欠席委員名】 5名

濱田 賢次、山本 昭彦、長岡 貴志、鈴木 清重、門馬 エイ子

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 会議録署名人の指名

■会長

署名委員の指名ですが、名簿順により島村委員、高田委員にお願いします。

(2) 書記の指名

■会長

続いて書記の指名ですが、渡部副主査にお願いします。

(3) 報告事項

■会長

本日は、案件が多いので一つの案件について、約 30 分程度で進めてまいりたいと思います。その時間内に意見を申し上げることができなかった方につきましては、大変申し訳ないですが、パブリックコメントということでもありますので、個人的に意見を担当のほうに出していただく形で進めさせていただきたいと考えております。もう一つですね、皆さんそれぞれ自分の仕事を持たれていたり、この会が終わってからまた別な会議に出なくてはならない方もいらっしゃる場合もあるかと思っております。ですので、今後は、会議終了時刻をおおよそ決めておいて、その時間内に終了させていきたいと考えております。本日は、遅くとも 4 時半までには終了したいと思うのですが、そのような流れで本日の会議を進めさせていただきますので、よろしくご協力お願いいたします。

それでは報告事項に入ります。報告事項①「南相馬市いじめ防止等に関する条例（素案）について」担当課から説明をお願いします。

■学校教育課

(説明)

■会長

今の説明について、質問はございますか。

■山城委員

いじめの問題は、大変な問題でございます。若杉弁護士が委員長として取り組んでおられるのは、今のスパンの中に含まれているのかどうかだけお聞きして、含まれない場合は、そのことを我々はどう知ればいいのか、お聞きします。

■学校教育課主幹

ただいまのご質問でございますが、今現在、若杉先生のほうで進めていた

だいている委員会につきましては、資料の4ページご覧いただければと思います。資料の4ページの④番なのですが、今回、重大事態の発生時に組織として、調査組織を設置したということで、南相馬市いじめ問題対策委員会が、昨年の3月に設置をされ、今現在、調査検討を行っていくというところがございます。

■山城委員

私がお聞きしたいのは、この素案の中に、その会の意向は入っているのか。入っていないとすれば、我々は今どうやって知ればいいのかということです。

■学校教育課主幹

この委員会の中でも、条例策定に当たりまして、議題としてあげておりまして、3回ほど協議をいただき、委員会の意見を反映させていただいております。

■高田委員

全国的にいじめに関連した自殺の事件があります。その経過をみていると、学校側から当初は、いじめはなかったという発表があったのち、調査の結果、いじめはあったという結論に至っていることが、度々見受けられます。学校内で自殺につながったいじめを見逃ごしていたということが事実としてあるわけです。教育委員会から現場に対する指導等はしているのでしょうか。

■学校教育課指導主事

いじめのアンケート等は以前から学校でも行っていたわけなんですけれども、その辺に関する取り組みや情報の共有が不十分だったということもありまして、事案以降は、毎月1回、子供たちにいじめに対するアンケートをしております。それから、子供たちだけから、全ての事実や意見を吸い上げられるとも限りませんので、1カ月置きに保護者へもアンケートを実施しております。そのアンケートを実施した後に、学校のほうから教育委員会のほうに、どんな案件が出されたのかの報告がありまして、その案件の中身によって、教育委員会から指導主事を複数名派遣して、相談に応じたり、助言指導処理するというような方法で、いじめを見逃さないような体制作りや対応を行っているところがございます。

■高田委員

資料1にもあるんですが、市民や地域との連携という問題も書いてあるん

です。それは具体的には何を示しているのでしょうか。例えば、PTA 等のことを言っているのか。あるいは、新たな何か組織等を考えているのですか。

■学校教育課主幹

市民、地域住民のかかわりの点でございますが、今のところ何かしら特別新しいことをするというところではなく、まずは、その地域や市民の方が見守り、声かけ運動等を行い、これまで同様に、子供たちを見守っていくというようなことを強く求めてまいりたいと考えております。

■廣瀬委員

先ほど山城委員からも出ましたように、いじめ問題対策委員会が設置されたということは承知しております。けれども、この進捗状況等をやはり市民に開示すべきではないかなというふうに思っております。どうすればこの内容を知ることができるのか。関心の高い市民もおりますので、この開示の仕方についてお伺いをしたいというふうに思っております。二点目ですが、17 ページ、校長及び教育委員会の役割等があります。26 条と 24 条にあります。学校の設置者は市になりますが、教育委員会との、二重行政にならないのかなと。ここの役割についても説明をいただければというふうに思っております。最後に三点目は、学校保健安全法による出席停止と学校教育法に基づく性向不良にある出席停止と大きく二つあるわけですが、南相馬市としては、この規定は随分前からあるわけですが、性向不良による出席停止にした場合に、一時的にも、教育を受ける権利の剥奪という措置になりかねないのではないかと。教育委員会では出席停止をしたときに、どんな配慮をしていくのか、いじめた側と言えど、一方に教育を受ける権利というのがありますので、教育委員会としては、どのようにこの教育を受ける権利を保障していくのか、ご説明をいただきたいというふうに思います。

■学校教育課主幹

まず、1 点目の会議の開示のあり方については、本委員会につきましては非開示ということで進めさせていただいております。今後、調査報告書が公表されるような形にはなりますが、市としては概要版という形で、ホームページ等で公表する考えでございます。

■学校教育課指導主事

二つ目の二重行政にならないかという点について、二重行政というよりは、上のほうに学校の設置者があって、その下に学校教育があるのかなと考えて

おりますので、二重的にはならないと思います。先ほどのアンケートもそうですが、学校で実施したものを教育委員会で指摘、精査して、指導しなければならないという案件につきましては、こちらから指導主事を送り込むというかたちを取っていますので、すみ分けは出来ているように考えております。

■学校教育課指導主事

南相馬市で、いわゆるいじめによる出席停止の措置をとったことはない、というふうに考えております。現実的には、そのいじめを行った者と受けた者がおるわけですが、その話を双方で事情を聞いて解決していくのは、現場のレベルで非常に多くある話でして、実際に学校に来ないでくれというのは、例えば、暴力的な行為等で、ほかの子供たちの教育権を奪うような場合については、停止の対象になるかと思います。通常はいじめやトラブルですと、教育的な導きをもって指導するよう促すことが、通常であると考えております。

■廣瀬委員

先ほどの二重行政の件なんですが、学校の設置者が学校に対して直接指示命令を出せるんですね。その場合に、これは教育委員会と首長がうまくいってる場合には、問題ないんですけども、当然、教育委員会と連携をとりながら、進めていくわけでしょうけれども、うまくいってない場合に、教育委員会に対して頭ごしに学校に指示命令を出すということも考えられるんじゃないかなと。これは慎重に対応していかないと、教育行政上のトラブルにもなるんじゃないかなというふうに思います。

■学校教育課課長

今、廣瀬委員からのお話のあったとおりでと思います。そういうところについては、配慮は十分にしていきたいと思っていますし、教育委員会の中でも、学校の方へおろす場合には、十分レクを受けたり、相談しながら、今後も続けてやっていきたいと思っています。

■山城委員

先ほど言いましたように、パブリックコメントでも徹底したが、抜本的な対策をとらないと、いじめは、絶対になくならないということを感じました。私が言いたいのは、先ほどもアンケートの話があったりしたんですけど、私の孫に聞きますと、アンケートに書かないと言っていました。いじめられている側からしたら、アンケートに書いたことがわかったら、また

いじめられるということですね。どれだけアンケートが上がってきているのかを聞きたいところですけど、事実は見えてこないというのが本音みたいです。アンケートやったからいいというものでなくて、本当になくするにはどうするのかと、それを徹底して頂きたいです。

■学校教育課指導主事

委員のご指摘のとおり、私たちの生きている中でもありますように、子供たちの世界でもトラブルそしていじめというのは、なくさなくちゃならないけれども、起きてしまうことがあります。特に小学校の低学年とは異なり、中学生などが、自分の気持ちを素直に表せるとは、限らないわけです。やはり、教師の日ごろからの観察が本当は基本でありまして、言われたから初めていじめを察知するっていうことでは、困ります。そのアンケートの中身にも自分で受けたということだけではなく、周りで見ただけのことについても知らせてほしいということもお願いしてありますし、それから、学校の中に投書箱を設置し、第三者にも自由に見えるような場所の提供について、学校長にお話ししているところでございます。

■森岡委員

保護者のほうが毎日子供と接していて、学校にいじめを受けているようだとも伝えても、学校の対応がなかなかスピーディーに動いてくれなかったというような部分を、報道を見聞きして記憶しています。その部分に関して、有識者の方と学校と行政も含めての対策委員会に、保護者がそこに連携していくような形というのは、この素案の中で、どの辺に盛り込まれているのか、もしくは、別のほうの形で何か対策を、今後とっていく可能性はあるのか、お聞かせ下さい

■学校教育課主幹

今後、いじめ問題対策連絡協議会というものを立ち上げてまいります。その中では、学校関係者、保護者関係者、あとは警察、法務局、児童相談所、それぞれ関係する機関が集まった中で意見交換をしながら、いじめ問題に対して、解決の糸口を探していくということで、30年度中に設置する予定となっております。

■会長

4ページ目の通常時の③学校いじめ問題対策連絡協議会、26年度設置ということですが、その中の説明を見ますと、「当該学校の複数の教職員、心

理福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成され〜」と記載がありますが、そうすると、市内の各学校に全部設置されているわけですが、実際はどうなのでしょう。また、学校内には、生徒指導委員会や学校評議員会の設置がありますが、機能しているのか。作ってあるならば、それを実際に機能させることが必要だと思うのですが、実際の組織構成がどうなっているのかということ、それが実際機能しているのかという点をお伺いしたいなと思います。

■学校教育課指導主事

組織のメンバー構成については、学校の教職員、校長、教頭、生徒指導主事とそれからスクールカウンセラー、地域の民生委員とPTAの代表で構成になっているケースが非常に多いと思っております。ですから、福祉といいますと、なかなかその学区の中に適任者がいなかったり、その辺は、学校によってさまざまかなと思っております。また、機能しているのかという点については、今まで、開催回数については年間3回はお願いをしております、十分に効率的にやっていたら、有効な対策も出るんですが、守秘義務とかいろんなこともありますので、これから効率化を今以上に図っていかなくちゃならないなと教育委員会でも思っているところでございます。

■高田委員

教育委員会の定例会が毎月1回開かれており、広報紙でも傍聴を呼びかけています。しかし、その内容は、いつも諸般の報告とその他となっています。案件については、細かく周知すべきです。諸般の報告として、具体的な内容が分からない上で傍聴に行こうとは思わないです。

■学校教育課長

定例会については、教育総務課がすべて進めるという形になっておりますので、そちらのほうに今回の協議会の中でそのようなご意見があったということで伝えたいと思います。

■会長

以上で、報告事項の一つ目を終わりにいたします。次に、報告事項②「南相馬市公営住宅等長寿命化計画の見直し（素案）について」担当課から説明をお願いします。

■ 建築住宅課
(説明)

■ 会長

今の説明について、質問はございますか。

■ 山城委員

後で説明予定の生活環境課所管の空家の問題もありますが、こっちのほうも空き家が発生することはあるのでしょうか。

■ 建築住宅課係長

例えば、自宅が老朽化して倒壊する危険性があるという方で低所得の方については、こちらの市営住宅で受け入れられるものになりますし、自力での再建が難しいという方についても、こちらで受け入れることが可能な住宅になります。ですので、こちらが空き家になるということはないのかなとは考えております。

■ 廣瀬委員

公営住宅は低所得者向けの住宅となっていますが、生活保護を受けている方については入れないと聞いたことあるんですが、実際はどうなんでしょうか。

■ 建築住宅課係長

公営住宅は、生活保護を受けている方であっても入ることができます。意図的に排除していることは全くございません。ただ、市営住宅は、公募というのが原則になっておりますので、そういう意味で応募していただいてもなかなか当たらないという場合が確かにあるのはございます。

■ 森岡委員

6 ページの 2 番目の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に関する方針というのは具体的にどんな内容で長寿命化になるのかというのを少し教えていただければなと思うんですが。

■ 建築住宅課係長

長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に関する方針でございますが、この長寿命化ですけれども、国としては、今あるものを長く使っていくとい

う形で考えているものになります。例えば、仲町団地を例にとりますと、建設して40年以上経っているんですが、まず、建物そのものの長寿命化を図るために、外壁のひびや雨漏りする部分を予防的に修繕を行う。それから水回り部分を一気に破裂する前の段階で、更新かけるなど、予防修繕を施し、建物そのものを長く使っていけるようにという形で行うものであります。それから、ライフサイクルコストの縮減でございますが、大きな事故にならないように予防保全を適切なタイミングで行い、修繕にかかる費用の縮減をしていくというのが、こちらの方針となっております。

■五十嵐委員

今の話ですと、相当期間、耐用年数が過ぎたものを修繕するほうが、相当にコストがかかると思うんですが、やはり、そういう耐用年数を過ぎたら、全部取り壊して新しく建てたほうが費用が安く済むんじゃないかなと。要は耐震性についてですが、耐震性の設備を後から施すよりも、新しく作り直したほうが、かえってコストが安く済むんじゃないですか。

■建築住宅課係長

耐震性を満たしていない市営住宅のうち、耐用年限を過ぎた建物は用途廃止とする計画となっております。災害公営住宅を建築し、管理戸数が増加しているなかで、必要とされる市営住宅の戸数と老朽化した建物の維持管理・改善費用を検討し、建替えと施設改善のどちらが得となるのか、総合的に検討・判断しながら対応していきます。

■山城委員

確かに耐震性能がない場合は、壊して新しいものをつくるというのがベターじゃないかと思います。やはり、そのことをやっぱりしっかり審査してやってほしいと思います

■会長

長寿命化とあんまり関係がないことなんですけど、現在ある1,160戸は、年間に維持管理するためにどれぐらいのお金がかかっているのか。それから、そこに入ってる方の家賃収入はどれぐらいで、その差額は、どうなのか。それと将来にわたって大きく減っていますね。そうした場合に、その差額って結構大きいと思います。入居希望者がいれば別ですが、部屋はあるが、入る人が少ないということであれば積極的に減らさなければ、市の財政が回らなくなっていく一つの要因になると思います。今わかる範囲で、

大体どれぐらいの差額が出てくるのかなっていうことを教えていただければと思います。

■建築住宅課係長

修繕等、収入と支出の関係でございますが、今資料持ち合わせておりませんので、原町区の部分しかお答えできませんが、原町区の一般の公営住宅につきましては、この維持管理にかかる費用としては、約 2,000 万ほどになります。修繕や市管理に関する火災共済の保険等があります。その他に、国の補助金をいただいて、市からも費用を出しまして、大規模改修を行っているものがございます。こちらについては、その年によっても、補助金の金額が変わってくるのですが、約 8,000 万円ほどが、このような改修関係にかかっております。国からのお金は、その半分以下ぐらいしか入ってこない状況でございます。それから、先ほど申しました単独住宅というものでございますが、公営住宅の場合は、国から修繕関係の費用が一部補助としてもらえますが、鹿島区にある単独住宅である定住促進住宅は、全くそういう手だてがありません。公営住宅法の網に被らないのもので、そちらのほうが、現在、600 万円ほどの維持管理がかかっていますが、その部分については、家賃収入という形になっております。そして、来年度の予算で、あくまでも試算上でございますが、家賃収入が、1 億円ほどだったと思うんですが、その維持管理にかかる費用を除くと、数百万円しか残らない試算結果だったと思います。災害公営住宅が建ってきていますが、その部分が将来的に、一般の市営住宅に変わる予定になります。それも見込んだ上、古くなったものについては、用途廃止をしていくという計画でございます。

■会長

他に、質問がなければ、これで報告事項の二番目を終了します。ここで休憩を挟みます。

(休 憩)

■会長

それでは、協議を再開いたします。次に、報告事項③「第 10 次南相馬市交通安全計画（素案）について」担当課から説明をお願いします。

■生活環境課

(説明)

■会長

今の説明について、何か質問はありますか。

■洪佐委員

高齢者の事故の比率が高くなっている、死亡者の比率が高くなっているということですが、いろいろな対策が考えられる中で、やはり免許の返納制度というものがあると思います。この概要版の中では、それについて触れた部分がなかったんですけども、現在のところ具体的にそれを推進するための何か取り組みを市としてはなされているのでしょうか。

■生活環境課

市では、免許返納者に対し、今年度4月よりタクシー利用券を交付しております。これまでに、147件の返納者のうち90件の交付をいたしております。

■廣瀬委員

この実践が非常に弱いところがあります。高齢者の免許返納に関してありますけれども、147件あったということで、具体的にはその対応策として、タクシー利用券の交付をしているとか補助金制度もやっているのかどうかもお伺いしたいと思います。実は、社会福祉協議会で地域別の懇談会をやると、高齢者の車の運転については家族が非常に心配をしているという意見が市内各地で出てきました。何とかしなくちゃいけないなというふうに思っておりますけども、この地域の実情考えると、ただ単に免許を返納しろというのは、あまり成果がないんだろうと思います。そこで、選挙期間中ではありますが、みなたくサービスというものを目にしました。私は、具体的でいいサービスだなというふうに思っているんですが、もう少しこういうものを市民に広報し、できるだけ高齢者の交通事故を防ぐよう一つの手だてとして大いに期待できると思いますので、ご説明いただければありがたいし、それから、市民に大いにPR活動していただきたいというふうに思っております。市長が変わったから、この施策がストップになるということはないだろうということで、それも確認しておきたいというふうに思います。

■総務部長

只今、廣瀬委員からご紹介がありましたサービスについては、タクシー

を共同で乗っていただくと、その運賃について、その人数に応じて割引き
がされるという仕組みになっております。これまで、制度の構築について
は、タクシー事業者についても人手不足ということで、なかなか事業化に
ついては難しかったわけでありまして、ようやく、協議が整いまし
て、スタートできるような体制になってまいりました。こちらは、復興企
画部の担当になりますが、3月からのスタートということで、私からも、
本日、ご意見いただいたという旨をお話いたしましたして、市民に周知を図
ってまいりたいと思います。

■山城委員

南相馬市のそうした施策が出た後でも、多分返納者は、そう進まないとい
うように感じました。やっぱり、もっとしっかりした形をとらないと進
まないし、それが逆に進むことによって、交通事故は減るということにな
ると思います。

■生活環境課課長

啓発活動や高齢者を中心としたいろんなキャンペーンを各団体と協力し
てやっております。県のほうでも、夜間、見通しの悪いところに対応した
反射鏡を配る等の対策を講じております。車の運転については、本人の意
思もあるので強制するわけにいかないんですけども、交通安全の講習や対
策を進めていきたいと思っておりますし、将来的に車が自動で止まる機能が進ん
でくるかと思っておりますが、やはり、高齢者の事故は、相変わらず多いとい
うことで、重点的にあらゆる組織と連携しながら、お年寄りに安全な環境の
整備に取り組んでまいりたいと考えています。

■高田委員

概要版の3ページで、子供の交通事故防止と14ページの交通安全の確保
等ときれいにまとめてらっしゃいますが、現実的な問題として、高平地区
の歩道橋がずっと通行止めなんです。国の管轄であると思っておりますが、市
の関係所管は建設部です。生活環境課のほうも全く関係ないとはいえない
ですよ。あそこは度々、事故があつて現在、通行止めになってはいますが、
復旧も進んでいない状況です。市政懇談会でも度々話を出していますが、
一向に進捗がみられないわけです。いくら国の管轄と言えど、市の方から
も何かしら働きかけ等をしていただきたいと思います。また、建設部だけ
ではなく、生活環境課でもその垣根を超えて積極的に動いてほしいです。
10年間も放置しているんですよ。国の管轄と言えど、市の中にあるものな

ので早急に現実的な対処をしてほしい。

■生活環境課課長

これは市の安全計画でございますので、希望も含めての目標でございますが、歩道橋の案件については、私は、詳しく把握していなかったもので、反省しておりますが、そういったことについては、私どもが調整できるものについては調整してまいりたいと思います。

■廣瀬委員

あの歩道橋については、10年間も放置されているんですね。現在は、両入口にベニヤを張っていますが、腐食し始めています。通学等における交通安全上も望ましくはない状況になっております。まず、もう一度現場を見ていただいて、そして、対策を考えていただきたい。これは、いつまでも放っておくわけにはいきませんので、期日を切ってここまでやるという報告をこの場でまたいただきたいなというふうに思います。次回あたりまでに、計画書をつくって、再度回答書を提出していただければありがたいというふうに思います。

■生活環境課課長

この件につきましては、関係課と協議させていただきまして、しかるべき対応について回答をできるようにしたいと思います。

■会長

今回は、2月5日で1週間後になっています。それまでに回答を頂くのは、担当と、国のほうとの連絡や調整があるでしょうから、なかなか難しい面もあると思います。ただ延々と延ばすことのないように、できるだけ速やかに報告できるような対応をお願いしたいというふうに思います。ここで、この案件については終了します。

次に、報告事項④「南相馬市空家等対策計画（素案）について」担当課から説明をお願いします。

■生活環境課

（説 明）

■会長

皆さんから、意見や質問はございますか。

■高田委員

私の地域でも所有者の管理ができず、空家となった家屋があるが、こういった空家は最終的にはどうなるのか。

■生活環境課係長

空家特措法では、空家の中でも近隣に深刻な影響を与えているものを特定空家に指定し、第一義的には所有者に管理責任があるという観点から、所有者に対し、空家の適正管理にかかる助言・指導、勧告、命令を段階的に行います。それでも改善が見られない場合は、行政代執行の手続きを行うこととなります。そういった手順も含め、今回の空家等対策計画で定めておりますので、計画に基づき対応して参りたい考えです。

■会長

では、私の方から質問させていただきます。地域に空き家が増えた場合、取り壊しの期間としては、どのくらいかかるのでしょうか。

■生活環境課係長

まず、市から空き家の所有者に対し、改善を要請いたします。それでも、なお改善がみられない場合は、最終的には行政代執行という形がとられることとなりますが、こちらについては、案件の内容によってかかる期間も異なり、この場で具体的な期間について申し上げることはできないと思いますが、専門知識をお持ちの協議会とも協議しながら、適切に事務を進めて参りたいと考えます。

■会長

以上でこちらの案件については終わりにします。次に、報告事項⑤「クリーンセンターの埋設イノシシについて」担当課から説明をお願いします。

■生活環境課

(説明)

■会長

皆さんから、意見や質問はございますか。

■高田委員

イノシシを埋設しているということですが、いずれ、掘り起こすことを考えれば、イノシシを入れる袋等は指定して、市が配るなどしてほしい。また、イノシシ埋設にあたっては、マニュアルがないと聞きました。マニュアル等を早期整備すべきですよ。

■生活環境課課長

袋等の指定については、現在はございませんが、今の意見を受け止め、袋の種類についても十分な選定が必要になってくるかと思っておりますので、合わせて検討してまいりたいと思っております。また、マニュアル等の整備についても同様に検討してまいりたいと思っております。

■廣瀬委員

現在、どのくらいの濃度のイノシシが何頭埋設されているのですか。また、運び出し方法等については、どのような方法をお考えなのでしょうか。

■生活環境課課長

現在、8,000ベクレルを下回る3,000頭程度のイノシシになります。また、運び出しについては、今後、環境省と協議中であり、掘り起こして償却する予定であります。

■高田委員

新聞報道で、県が捕獲したイノシシを焼却処分する際の負担軽減を図るため、イノシシの解体、運搬作業を民間業者に委託できるか可能性を探るため、運搬にかかる経費や時間、費用対効果などを検証するという内容を目にしました。実証事業では、他の市町村がイノシシの解体、運搬作業を民間事業者へ委託する際の参考になるよう、検証内容を取りまとめ、12月をめどに市町村に提供するとありましたが、南相馬市へは、そのような提供はあったのでしょうか。あったのであれば、その内容を示してほしいし、なかったとすれば、この件はどうなっているのかを県から情報を収集して、教えてほしいと思っております。

■生活環境課課長

県から南相馬市に対し情報の提供はありません。調べて後日お示しし

ます。

■会長

他に質問がなければ、以上で報告事項を終わります。

(4) その他

■会長

次に議事の(4)その他に移ります。事務局または委員から何かございますか。

■会長

なければ、(4)その他を終わります。

4 その他

■会長

次第4のその他について、事務局または委員から何かございますか。

■事務局

(次回の会議日程について説明)

■会長

その他なければ、以上で本日の日程は全て終了いたします。お疲れ様でした。

5 閉会

■総務課長

以上をもちまして、第6回原町区地域協議会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。